

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

秩父市農業委員会 平成30年 第5回 定例総会 議事録

1 会 期 平成30年5月22日(火) 午後2時00分から
同 日 午後3時35分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(なし)

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第23号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

	て	(1件)
議案第24号上程	農地法第4条の規定による許可申請について	(2件)
議案第25号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(11件)
議案第26号上程	農用地利用集積計画の決定について	(5件)
議案第27号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)
議案第28号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)
議案第29号上程	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	(1件)
議案第30号上程	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	(1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (14人)

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	小林 弘	笠原 広久
第3区域	田口 俊夫	小久保 健司
第4区域	新井 一郎	大島 正一
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志
第5区域	高岸 義雄	引間 勲
第6区域	長谷川 満	千島 初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (なし)

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主 幹	帆刈 敏晃
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主 幹	新井 幸男	主 幹	新地 広幸
主 幹	加藤 和彦		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

議長（会長） ただいまから、秩父市農業委員会平成30年第5回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（会長） 本日は全員の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。9番 加藤 勝市 委員 及び 10番 黒澤 元国 委員のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

齋藤事務局長 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。このたびは、農地法第18条の規定による合意解約について1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。本件は、平成26年4月及び平成29年4月における総会において、農用地利用集積計画について審議していただき、申し出のとおり決定していただいた経緯があります。その内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定です。このたび、平成30年5月8日及び平成30年5月11日に、合意により解約する旨、当事者から会長に宛てた通知を受領いたしました。次に、この通知の取扱いについて報告いたします。農地法第18条第1項本文では、当事者は、知事

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

の許可を受けなければ、合意による解約をしてはならない、とありますが、同じく第1項ただし書きで、合意による解約が、その解約によって農地を引き渡すこととなる期限前6月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合は、知事の許可を受けずに解約の手続きをしてもよろしいことになっております。また、同じく第18条第6項では、合意による解約が知事の許可を必要としないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならない、とあります。事務局といたしましては、当事者から合意解約書とともに、その旨の通知を書面により受領しておりますが、その内容を審査いたしましたところ、解約することについて合意が成立した日、30日以内に通知をしており、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。したがって、これらの合意による解約は、知事の許可を必要としないものとして成立していると判断いたしましたので、会長にその旨を報告した上で、専決により受理いたしましたので、ここに報告いたします。

議長（条会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（条会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

齋藤事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の1ページをお開きください。議案第23号に係る案件のうち、1 農地法施行規則第17条第2項を第1項に訂正し、第1号を削除してくださるようお願いいたします。次に2ページをお開きください。2 農地法施行規則第17条第2項の次の第2号を削除してくださるようお願いいたします。

それでは、平成30年 第5回 総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第23号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて が1件、議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について が2件、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について が11件、議案第26号 農用地利用集積計画の決定について が5件、議案第27号 農用地利用配分計画の意見について が1件、議案第28号 農用地利用配分計画の意見について が1件、議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断につ

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

いて が1件、

議案第30号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について が1件、以上でございます。 よろしく申し上げます。

議長（条会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第23号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて（1件）

議長（条会長） 次に、議案第23号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

齋藤事務局長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第23号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて説明をいたします。農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要がありますが、その一つに「申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること」という下限面積要件があります。この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積が、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。また、秩父市農業委員会としましても、この規定により平成30年1月22日に開催した全員協議会において出席した農業委員及び農地利用最適化推進委員の総意により、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

このたび、本議案を上程いたしますのは、議案書2ページの 2 農地法施行規則第17条第2項による区域 田村字水ノ間 132番1 外2筆 計801平方メートルを設定するものでございます。案内図の1ページをご覧ください。申請地は田村圓福寺の北東約350メートル、国道299号から約150メートル入ったところ です。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

なお、こちらの農地所有者は、秩父市外在住の高齢者で将来的に遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市ホームページにおいても周知いたします。その後同地にて、新規就農しようとする者は、農地法3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。

最後に、現地を確認したところ一部農作地で他は保全管理がなされてましたが、将来遊休農地になる恐れがあることも申請人より確認いたしました。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1 1 番（豊田委員） 議案第23号に係る案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。現地は良く管理されていました。今回初めての案件で心配な部分もありますが、農地を守っていただけるならよろしいのではないのでしょうか。

2 区（笠原推進委員） 議案第23号に係る案件について意見を申し上げます。事務局と豊田委員と現地を確認しました。説明のとおりです。皆さんの慎重審議をよろしくお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案23号について採決をいたします。賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は可決することに決しました。

議案第24号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （3件）

議長（衆会長） 次に、議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

高野参与 それでは、番号1についてご説明申し上げます。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

申請人は、〇〇さん 申請地は、別所字原田 畑 1筆 1,280 m²で、申請人が、平成20年に相続により取得した土地です。

案内図の、2ページをご覧ください。申請地は、別所運動公園競技場西、90m付近に位置しております。立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、申請地は現在ぶどう畑の跡地となっており、後継者不足により耕作の継続が難しい状況にあり、地域への貢献・投資効果の両面から、申請地上に太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図りたいとして申請したものです。事業計画では、太陽光パネル400枚とその他必要な機器等を設置することになっています。

資金計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

現地を確認したところ、保全管理状態の農地でした。

また、他の農地には隣接していないことから、周辺への影響は無いと考えられます。

加藤主幹 それでは番号2について説明いたします。申請者は、〇〇さん

申請地は 荒川上田野字森ノ西 畑2筆 398平方メートルで、昭和39年に相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道浦山口駅から750メートル北西側付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、申請地は申請者宅に隣接する土地で、明治元年頃から、物置などがあり農家住宅の敷地の一部として使用されておりました。

当該申請地について、引き続き現況のまま使用していきたいとして始末書添付のうえ申請されました。隣接している宅地の部分と一体利用し、合計面積は816.19平方メートルになります。

申請地を確認しましたところ、申請通り、物置として使用されておりました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番（横田会長職務代理者） 議案第24号 番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地を確認してまいりました。大変広い土地ですがぶどうの残骸がありました。太陽光はあ

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

まり賛成ではありませんが、仕方のないことなのかなと思いました。皆さんの慎重審議をよろしくお願いします。

1番（新井委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要は先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地は農家住宅を拡張したいと計画したところ農地になっていたことが判明したようです。1,000㎡未満でもあり問題はないものと思います。慎重審議をよろしくお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案24号について採決をいたします。議案24号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第25号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（11件）

議長（糸会長） 次に、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 番号1から番号4の案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、譲受人は株式会社〇〇。譲渡人は△△さん。申請地は、上町三丁目 畑 1筆 107平方メートルで、平成27年相続により取得されています。案内図の4ページをご覧ください。申請地は秩父第二中学校の西側に約100メートル離れた場所にあり、立地の基準につきましては市外化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は販売住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は用途地域内にあり、宅地化の進んでいる地域です。この度、市内中心部や小中学校にも近い当申請地を、不動産業等を営む法人である譲受人が買い受け、販売住宅用地1区画分として使用したいとして申請されました。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

資金調達計画も整っており、また周囲は宅地に囲まれているため、転用により周辺の営農状況に支障が生じることはないものと考えております。

現地を確認しましたところ、畑として管理されておりました。

続きまして、番号2について説明します。

譲受人は 株式会社〇〇。譲渡人は △△さん。

申請地は、近戸町 畑 1筆 239平方メートルで、平成16年相続により取得されています。

案内図の5ページをご覧ください。申請地は秩父高校の北西に約300メートル離れた場所にあり、立地の基準につきましては市外化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は宅地分譲用地です。

申請事由ですが、申請地は用途地域内にあり、宅地化の進んでいる地域です。この度、市内中心部や小中学校にも近い当申請地を、不動産業等を営む法人である譲受人が買い受け、宅地分譲用地1区画分として使用したいとして申請されました。また、現地は平成5年頃より、一部駐車場用地として使用されていますが、その旨につきまして始末書も添付されています。

資金調達計画も整っており、また周囲は宅地に囲まれているため、転用により周辺の営農状況に支障が生じることはないものと考えております。

現地を確認しましたところ、申請通り、一部は駐車場として使用されており、その他の部分は農地となっております。

続きまして、番号3について説明します。

譲受人は 〇〇さん。譲渡人は △△さん、△〇さん。

申請地は、相生町 畑 3筆 計278平方メートルで、いずれの所有の土地も平成12年に相続により取得されています。

案内図の6ページをご覧ください。申請地は相生町の南 約300メートルにあり、立地の基準につきましては市外化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は駐車場です。

申請事由ですが、譲受人は現在、申請地付近で〇〇医院を経営しておりますが、現在利用している駐車場には来院者だけでなく職員も利用しているため、手狭となっており、来院者にも不便をかけている状況だそうです。そこで、当申請地を買い受け、職員用の駐車場として使用することで、従来の駐車場の駐車スペースを確保し、利便性を高め、経営の安定を図りたいとして、申請されました。

計画では申請地は職員等の車両10台分の駐車場として使用する予定になっています。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

資金計画も整っており、また隣接する農地も譲渡人所有のもののみであるため、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

続きまして番号4について説明します。

譲受人は 〇〇さん。譲渡人は △△さん。

申請地は、品沢 字 内出 畑 計 3筆 809平方メートルで、平成23年相続により取得されています。

案内図の7ページをご覧ください。申請地は 大田小学校の東側約750メートルにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、譲渡人は高齢であり、農業をおこなうことが難しい状況です。そこで譲受人がこの土地を買い受け、ここに太陽光発電施設を設置することで土地の有効利用を図りたいとして、申請されました。

計画では太陽光パネル288枚とその他必要な機器等を設置する予定になっています。

なお、申請地のうち1筆は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年12月25日付けで、除外の決定を受けています。

資金計画も整っており、経済産業省からは発電設備についての認定を得ており、東京電力からは電力需給契約の承諾書が、それぞれ添付されています。

隣接農地耕作者からの承諾書も添付されており、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認したところ、保全管理状態となっております。

私からの説明は以上です。

高野参与 番号5及び番号6の案件について説明をいたします。

まず、番号5番ですが、譲受人は、〇〇さん譲渡人は△△さんです。

申請地は、下影森 字 滝 畑 1筆 36㎡で、譲渡人が、平成8年に相続により1/2を取得、その後、平成28年に共有者の持分放棄により全部を取得した土地です。案内図の、8ページをご覧ください。

申請地は、水道局影森第2配水池東、120m付近に位置しております。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

転用目的は、住宅用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は隣地に居住しており、進入路及び自動車の置き場が狭いため、敷地を拡張し利便性の向上を図りたいとのことで申請されました。

なお、申請地は、農地転用の許可を受けず、平成14年頃より進入路用地として使用されていることから、農地に復旧することは難しく、始末書も添付されております。現地を確認しましたところ、住宅敷地として一体使用されておりました。資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われま

次に、番号6番ですが、

譲受人は、社会福祉法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇さん

譲渡人は、△△、△〇〇、△〇 さんです。

申請地は、和泉町 畑 3筆 7,541㎡で、譲渡人、△△さんが平成28年に相続、△〇〇さんが平成11年に土地改良法の換地処分、△〇さんが平成13年に相続により、それぞれ取得した土地です。案内図の、9ページをご覧ください。申請地は、秩父病院の北東、10m付近に位置しております。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は、現在稼働している、大滝地内の特別養護老人ホーム「大滝・〇〇△さんの周辺地が、昨年4月に埼玉県土砂災害特別警戒区域に指定され、今後の老人ホームの運営に多大なる懸念が生じることから、既設の医療機関・〇△病院に隣接し、交通の便も良い申請地に特別養護老人ホームを新築し、入居者への医療体制の充実、及び施設に携わる職員の通勤等の利便性の向上を図りたいと申請されました。

設計図、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われま

また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、保全管理状態の農地でした。

私からは、以上でございます。

帆刈主幹 番号7から番号9までの案件について説明をいたします。

まず、番号7ですが譲受人は、〇〇さん、譲渡人は、△△さんです。

申請地は、大野原字峯沢・畑・1筆・644平方メートルで、平成15年に相続により取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。

申請地は、大野原郵便局の東約510メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地とし

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

て、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人の〇〇さんは現在、〇〇商事という屋号で運送業を営んでおり、市内永田町に事業用車両の駐車場を賃借しているとのこと。このたび、その駐車場を返却することになり、本申請地と隣接の宅地を一括購入し、ここに駐車場を移転し利用したいとして申請されました。

また本申請地は、昭和43年頃から農地法の許可を得ないまま駐車場として複数の事業者へ賃貸していたことから、譲渡人より始末書が添付されております。隣接宅地には規模の大きい車庫があり、十分な広さがあることから、譲受人が駐車場として利用するほか、現在利用している他の事業者にも引き続き車両置場として賃貸する予定とのこと。

申請地の現況は、隣接の宅地と一体として車両置場となっており、また物置等も建てられておりました。

つづいて番号8の説明をいたします。

譲受人は、〇〇さん、譲渡人は、△△さんで、譲受人の弟です。

申請地は、大野原字宮崎西側(みやざきにしがわ)・畑・1筆・330平方メートルで、平成9年に相続により取得した土地です。案内図の11ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の北北西約300メートル付近にあり、立地の基準としましては、鉄道駅から300メートル以内の地域に存在する農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は現在、本申請地の隣接地にて〇〇△△という屋号で土建業を営んでおり、譲渡人の母親が所有していた昭和56年当時から、農地法の許可を得ないまま資材置場として使用してきたとのこと。平成9年に母親が亡くなり、遺産分割協議により譲渡人である弟に名義が移った後も資材置場として使用貸借しており、また今後も同様に使用したいとのこと。譲受人と譲渡人の両者から始末書添付のうえ是正したいとしてこのたび申請されました。申請地の現況は、主に廃材置場として使用されておりました。

つづいて番号9の説明をいたします。

譲受人は、株式会社〇〇、譲渡人は、△△さんと△〇さんです。

申請地は、大野原字下中原・畑・2筆・計735平方メートルで、昭和58年に相続により取得した土地です。案内図の12ページをご覧ください。

申請地は、原谷小学校の西北西約530メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

して、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人の松岡組が建売住宅のための土地を探していたところ、小学校や公民館、文化体育センター等に近く、居住環境の良い本申請地を譲っていただけることになり、このたび転用申請されました。計画では、建売住宅3棟を建築し販売する予定とのことです。

申請地には現在、麦が栽培されておりました。また、隣接に農地は無く、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われれます。私からは以上です。

齋藤事務局長 番号10の案件について説明をいたします。

譲受人は 〇〇さんです。譲渡人は △△さん △〇さんです。

申請地は 蒔田 字 中原、畑2筆、930㎡で、平成9年に売買により取得した土地です。案内図の13ページをご覧ください。申請地は、県道 秩父児玉線 和銅大橋入口交差点から北に約200メートル先にあります。また、申請地の立地の基準につきましては、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、転用の目的ですが、自己用住宅兼工場敷地です。

譲受人は、現在、中村町4丁目、市立病院の西側約250メートルのところ住宅兼工場用地を借りて事業を行っておりますが、周辺は住宅密集地であり工場（通信用ケーブル製造）の騒音及び中型車による配送に於いても近隣住民に影響を及ぼしている状況から、このたび、譲受人が、新たに、自己用住宅、工場及び従業員用駐車場を整備する計画を立て、申請地を取得したいとして、転用することについて申請したものです。事業計画では、住宅、工場をそれぞれ1棟を建て、7台分の駐車場を整備することになっております。転用する上で、資金調達計画も整っております。また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該施設を設置することで問題が発生することはないものと思われれます。

申請地を確認しましたところ、保全管理がなされておりました。

加藤主幹 番号11の案件について説明をいたします。

借受人は、株式会社 〇〇 貸渡人は、△△さん

申請地は、荒川上田野字草塚 畑1筆 1, 137平方メートルの内、229平方メートルです。平成10年に相続で取得した土地です。

案内図の14ページをご覧ください。申請地は秩父鉄道武州中川駅から880メートル北東側付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたし

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

ました。申請事由ですが、まず、申請地の北側にあたる山林部分について、借受人が樹木を伐採し、そこに太陽光発電設備を設置する計画があります。事業は山林におこなうものであり、それ自体には農地転用の許可を必要としませんが、樹木の伐採にとまなう経路を検討するにあたり、当該地しか適した場所がなく、平成29年12月頃から農地法の許可なく使用してしまっていました。申請地を使用しなければ搬出経路を確保できず、事業がおこなえないため、引き続き使用したいとして、始末書添付のうえ申請されました。

なお、本申請は一時転用の案件であり、転用期間は許可日から9ヶ月間です。計画では、申請地全体のうち、幅4メートル、長さ57.3メートルを部分転用する予定であり、搬入路部分の面積は229.2平方メートルになります。

なお、申請地は、農用地区域内にある農地であり、転用につきましては農用地からの除外を必要とする土地ですが、一時的な利用に供するもので秩父市が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものですので、例外的に転用を許可する場合に該当するものと考えます。

なお、工事完了後は、借受人が速やかに農地に復旧し、貸渡人に返すことになります。現況を確認しましたところ、不耕作地でした。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

8番（豊田委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりましたが狭い土地でどう家が建つのかなと感じましたが、第3種農地であり、許可を相当とすることでよろしいものであると考えます。

2番（横田会長職務代理者） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりましたが一部追認ということで駐車場になっておりました。周辺も住宅が多くす。致しかたないものであると考えます。皆さんの判断をお願いします。

9番（加藤委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。〇〇医院のところは患者用で申請地は職員駐車場にするということなので、許可を相当とすることでよろしいものであると考えます。

6番（石橋委員） 番号4の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりま

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

した。保全管理してありましたが、隣接地の承諾もあり許可を相当とすること
でよろしいものであると考えます。

7番（新田委員） 番号5について意見を申し上げます。住宅拡張用地ということ
で相続が終了したということ、また、36㎡で細長い土地なので、許可を相
当とすることで止むを得ないものと考えます。

9番（加藤委員） 番号6の案件について意見を申し上げます。私も申請地を確
認してまいりました。数年前岩手の大雨で老人ホームの入所者が多数死亡した
事例もあり、土砂災害特別警戒区域に指定され協力病院もすぐ隣ということも
あり入所者も安心するのかなと思います。よって、申請事由からも致しかたな
いものであると考えます。

3番（高橋会長職務代理者） 番号7の案件について意見を申し上げます。私も
申請地を確認してまいりました。。譲受人は現在永田町でも運送業を営んでお
りますが、そちらの土地は返還するという事です。追認ということですが始
末書も提出されており致しかたないものであると考えます。

次に番号8ですが。譲受人は土建業を営んでおり昭和56年頃から資材置き場
として使用していたようです。追認ということですが始末書も提出されており
致しかたないものであると考えます。

次に番号9ですが、事務局の説明のとおりです。現地は麦が栽培されてお
りましたが致しかたないのかなと思いました。皆さんの慎重審議をお願いします。

8番（豊田委員） 番号10の案件について意見を申し上げます。私も申請地を
確認してまいりました。場所的にはいいところだなと感じましたが、この辺は
畜産を営んでいる人がいて、堆肥を蒔くのでそのことで畜産を止めろとか言
われたら困るという意見をされる方がいました。他は問題ないのかなと思
います。

1番（新井委員） 番号11について意見を申し上げます。概要につきましては、
先程、事務局が説明をしたとおりです。進入路がここしかないということ
です。一時転用ということもあり許可を相当とすること
でよろしいものであると考え
ます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。
これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺
います。

（間がある）

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

9番（加藤委員） 10番の案件ですが、畜産を営んでいる人がいて、堆肥を蒔

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

くのでそのことで畜産を止めろとか言われたら困るという方が居たという事なのですが、最初からやっていた方が後から来た人に苦情を言われて肩身の狭い思いをすることのないように何か一筆あるのでしょうか。

斎藤事務局長 番号10番について補足説明をいたします。私も現地を確認したとき畜産経営者とも面談しそのような心配をしておりました。譲受人については現在地では、逆に近隣の方から騒音や車が危ないという苦情があるようです。また、年間を通じて申請地へ訪れ堆肥があることも確認し我慢の範囲内であるということも確認しております。また、申請書には万一の場合は責任を持って対処するという文言が謳ってございます。

議長（糸会長） 他に質疑はありますか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案25号について採決をいたします。議案25号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第26号上程 農用地利用集積計画の決定について (5件)

議長（糸会長） 次に、議案第26号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主幹 議案第26号 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。番号1は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成30年5月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることを目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

借受人、利用権の設定を受ける者は 〇〇 株式会社。貸付人は △△さん。

申請地は、下吉田 字 釜ノ上、畑2筆、2、207平方メートルです。

案内図の15ページをご覧ください。申請地は、吉田総合支所から南南東に約700メートル先に位置しています。利用権設定期間は、平成30年6月1日から10年間です。

今回の申出地は、借受人の 〇〇 株式会社の代表取締役 〇△さんが、平成26年に個人で利用権設定を行った農地ですが、本年5月1日に法人を設立したことから、個人での利用権を解約し、法人名で改めて利用権設定をするために再度申出がなされたものです。

借受人の〇△さんは、平成23年3月に埼玉県農業大学校を卒業。平成23年5月から10か月間、下吉田の富田農園でのイチゴ栽培の研修を行いました。平成24年2月から、秩父市農業担い手育成塾吉田塾の塾生として2年間研修を行い、平成26年3月31日をもって卒塾。平成26年5月から、イチゴのハウス栽培に取り組んでいます。

現在、「やよい姫」を中心に栽培しており、農産物直売所などへの出荷や宅配などなどで販売しています。

岩田主事 私からは番号2から4について説明させていただきます。

それでは番号2について説明させていただきます。本案は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、いずれも平成30年5月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることが目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます

借受人、利用権の設定を受ける者は、株式会社 〇〇、

貸付人は、△△さん。申請地は、小柱字合川、殿原、鶴原、畑3筆 計3735平方メートルです。案内図の16ページをご覧ください。申請地はそれぞれ、小柱農村集落センターから北北西に約430メートル、北西に約450メートル、西に約520メートル離れた場所にあります。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

利用権設定期間ですが、平成30年6月5日から平成39年5月31日の9年間です。

今回の申出地は、昨年の第5回総会にて、株式会社〇〇の社長である〇△さんが個人で利用権の設定をおこなった農地ですが、この度、法人設立にあたり、個人での利用権を解約し、法人名で改めて利用権設定をするために再度申出がなされたものです。

借受人の〇△さんは、平成27年度に埼玉県農業大学校を卒業、平成28年度、秩父市農業担い手育成塾吉田塾の塾生として1年間黒谷の「やまねブドウ園」で研修をおこない、平成29年3月31日をもって研修を終了、平成30年4月24日、農業等を主な事業とする、今回借受人となる法人を設立しました。

利用権設定をおこなう土地は、前回の申出の際に新規就農をおこなうにあたり、本人が土地所有者と交渉し、借りられることとなった土地です。

今後の作付け計画ですが、ぶどうの苗を定着させ、従業員1名とともに管理作業をおこなっていくとのことです

続きまして番号3、番号4 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。本案2件につきましても基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、いずれも平成30年5月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案2件は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地についてですが、番号3につきましては太田 字 奈良川、畑2筆、計1273㎡です。

案内図の17ページをご覧ください。この畑は、太田の交差点から西側に約350メートル離れた場所にあります。

番号4は 太田 字 銭本堂 畑 2筆 計 2520㎡です。

案内図の18ページをご覧ください。この畑は、太田の交差点から東北東に約280メートル離れた場所にあります。

利用権を設定する期間はいずれの案件についても、平成30年9月1日から20年間です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により農用地利用配分計画を決定することとなります。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

斎藤事務局長 番号5番について説明をいたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成30年5月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地についてですが、蒔田 字 塩谷、畑2筆、計1504㎡です。案内図の19ページをご覧ください。この畑は、国道299号蒔田交差点から南西に約400メートル離れた場所にあります。

利用権を設定する期間は平成30年9月1日から20年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。なお、現地は保全管理がなされてきました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番（高野委員） 議案第26号に係る利用集積について意見を申し上げます

まず1番の案件ですが借受人は新規就農者で、今まで個人で借りていましたが法人を設立しただけなので、何ら問題はないものと思います。よろしくお願いいたします。

第5区（引間推進委員） 1番について意見を申し上げます。4番委員と同様な意見です。よろしくお願いいたします。

6番（石橋委員） 議案第26号に係る利用集積について意見を申し上げます。

2番の案件ですが借受人は新規就農者で、今まで個人で借りていましたが法人を設立しただけなので、何ら問題はないものと思います。よろしくお願いいたします。

第4区（大島推進委員） 2番について意見を申し上げます。6番委員と同様な意見です。借受人に伺ったところ、3か所ありますが、1か所はイチゴの苗で他はネギ等を栽培するようです。よろしくお願いいたします。

5番（富田委員） 議案第26号に係る利用集積について意見を申し上げます。

まず3番と4番の案件ですが内容は事務局の説明のとおりです。特に問題なく

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

公社へ貸付け利用集積を図りたいとのことです。次に5番の案件ですが、内容は事務局の説明のとおりです。現地は保全管理されておりました。決定してよろしいものと考えます。

第4区（新井推進委員） 3番、4番について意見を申し上げます。5番委員と同様な意見です。特に問題ありません。よろしくお願いいたします。

第2区（小林推進委員） 5番について意見を申し上げます。現地を確認いたしました。5番委員と同様な意見です。よろしくお願いいたします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸会長） 質疑又は意見はありますか。

1番（新井委員） 番号1の案内図で白い建物がありますが、ここは計画地に入ってますか。

新井主幹 申し訳ありません。後で気がついたのでありますが、この建物の部分は貸付地に入っておりません。訂正させていただきます。

1番（新井委員） 含まないないということですね。分かりました。

議長（糸会長） 他に質疑はありますか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案26号について採決をいたします。議案第26号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

議案第27号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

議長（糸会長） 次に、議案第27号 農用地利用配分計画の意見について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案第27号 農用地利用配分計画について 説明をいたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年5月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、業務執行役員の一人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などにたいし、判断するものです。

計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成30年第4回総会、議案第21号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の20ページをご覧ください。秩父市太田字富田 畑3筆 計 1751平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

貸借期間は平成30年8月1日より20年間、貸借料については1年、10アール当たり、5000円になります。

担い手となる合同会社〇〇は、小鹿野町に住所を置き、野菜類の生産、加工、販売等をおこなっている法人です。現在は小鹿野町で、ハウスにてキュウリ、一部トマトを3000㎡、吉田久長でもキュウリをハウスにて1700㎡栽培しています。農地の配分が決定した後は、経営拡大として、ここにハウスを建て、キュウリの栽培を行う予定です。

なお、この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番（富田委員） 議案第27号に係る利用配分についての考え申し上げます。事務局と新井最適化推進委員とで申請地を確認してまいりました。借受人も別の農地においてきゅうり栽培に励んでおり、特に問題ないと判断しました。よろしく申し上げます。

第4区（新井推進委員） 議案第27号について意見を申し上げます。5番委員と同様な意見です。特に問題ありません。よろしく申し上げます。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

(間がある)

議長(衆会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(衆会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第27号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(衆会長) 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議案第28号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

議長(衆会長) 次に、議案第28号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会規則第10条に規定する議事参与に該当いたしますので、6番石橋総一郎委員におかれましては、議場から退出願います。

(6番石橋総一郎委員が退出する。)

事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案第28号 番号1 農用地利用配分計画について説明をいたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年5月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、業務執行役員の一人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などにたいし、判断するものです。計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成30年第4回総会、議案第21号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。案内図の21ページをご覧ください。秩父市太田字横捲畑2筆 計 1175平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

貸借期間は平成30年8月1日より20年間、貸借料については1年、10アール当たり、5000円になります。

担い手となる〇〇さんは平成25年度埼玉県農業大学校の基本技術課実践コースを卒業し、また、今回の対象地の北側の農地を平成30年1月より借り受けており、ハウスを建て、キュウリを栽培しています。農地の配分が決定した後は、既に利用している畑と同様、キュウリを栽培する予定になっています。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番（富田委員） 議案第28号に係る利用配分についての考え申し上げます。内容については事務局が説明したとおりです。農地の利用拡大が図られ、担当委員としては特に問題ないと判断しました。よろしく申し上げます。

第4区（新井推進委員） 議案第28号について意見を申し上げます。5番委員と同様な意見です。特に問題ありません。よろしく申し上げます。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（条会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第28号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（条会長） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

（6番石橋総一郎委員が入場する。）

議案第29号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（1件）

議長（条会長） 次に、議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

斎藤事務局長 議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

次に、議案書と同時に配布いたしました別紙をお開きください。

このたびは、田13筆、畑219筆、計1万3,405.69平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。

これらの土地につきましては、平成29年に行われました農地法 第30条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、再生利用が困難であると判断した農地のうち、法人が所有するもの、所有者又は耕作をする権利を有する者の所在が不明であるもの、埼玉県以外に居住するもの、非農地判断について申し出があったもの、さらには、これとは別に、固定資産課税台帳を基に現況地目が山林であるなど農地以外の地目となっているものを議案として上程したものです。

次に、農地であるか否かの判断につきましては、農林水産省が発出しております通知では、人力又は農業用機械では耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて、周囲が山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされておりまして。

以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。

議長（衆会長） これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇または△△等で伏せています。〕

議案第30号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

議長(衆会長) 次に、議案第30号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。なお、この案件につきまして、秩父市農業委員会規則第10条に規定する議事参与に該当いたしますので、6番石橋総一郎委員におかれましては、議場から退出願います。

(6番石橋総一郎委員が退出する。)

事務局に議案の説明をいたさせます。

斎藤事務局長 議案第30号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案書の14ページと別紙の最後の7ページをご覧ください。

本案は、議案第29号と同様の内容でございます。これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

次に、議案書と同時に配布いたしました別紙をお開きください。

このたびは、田1筆、畑1筆、計263平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。

議長(衆会長) 事務局の説明が終わりました。

議長(衆会長) これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

(間がある)

議長(衆会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(衆会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第30号 農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(衆会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

(6番石橋総一郎委員が入場する。)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長(衆会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会平成30年第5回定例総会を閉会いたします。